（商品説明書）

（生協組合員・一般勤労者の方）

無 担 保 住 宅 ロ ー ン

（2024年8月1日現在）

商品名	無担保住宅ローン
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たしている個人の方 ① 満18歳以上の方で最終ご返済時の年齢が満81歳未満の方 ② 近畿2府4県に居住または勤務されている方 ③ 同一勤務先に原則1年以上勤務されている方、営業3年以上の個人事業主・家族従業員の方 ④ 安定継続した収入があり、前年税込年収が150万円以上の方 ⑤ その他、保証機関が定めた保証基準を満たしている方 ※ ご融資実行時には、近畿勤労者互助会に加入していただきます。（お申込人自身が生協組合員の方は除きます。）
ご融資金のお使いみち	以下の目的にご利用いただけます。 ※事業資金、投機・投資目的資金、負債整理資金は除きます。 ① ご本人・ご家族が居住するための住宅の新築・購入資金 ・ 頭金、中間金も対象となります。 ② ご本人・ご家族が居住する住宅の増改築・リフォーム資金 ・ 門塀、ガレージ、造園、システムキッチンなどの費用も対象となります。 ③ ご本人・ご家族が居住する住宅資金の他金融機関等からの借換資金 ④ ご本人・ご家族が居住する賃貸住宅を借りるための資金 ⑤ ご本人・ご家族が居住住宅に引越しされるための資金 ・ 家具購入、インテリア等の購入も対象となります。 （注）「ご家族」とはご本人の二親等以内の親族を含みます。
ご融資金額	最高 2，000万円 （1万円単位）
ご融資期間	最長25年
ご返済方法	・ 元利均等毎月返済（均等返済）、または元利均等毎月・ボーナス併用返済（均等加算併用返済）からお選びいただけます。ただし、個人事業主の方は、元利均等毎月返済（均等返済）のみのお取扱いとなります。 ＊ 元利均等返済とは、毎月およびボーナス（年2回半年ごと）の各ご返済額（元金と利息の合計額）が一定のご返済方法です。 ・ ボーナス返済（加算返済）を併用する場合のボーナス部分のご融資割合は、総融資額の50％以内とします。また、ボーナス返済（加算返済）の最終期日は、毎月返済（均等返済）の最終期日を超えないものとします。 ・ 当金庫が定める返済日に、近畿ろうきんの返済用普通預金口座から返済額を引落す方法によりご返済いただきます。 なお、ご返済日がろうきんの休業日の場合、その翌営業日の引落しとなります。 ・ 毎月およびボーナスのご返済額は、原則、1円単位となります。 ・ 繰上返済もできます。その際、ご返済に関する手数料は、不要です。

（生協組合員・一般勤労者の方）

ご融資金利	・ 固定金利または変動金利のどちらかをご選択いただけます。 ※ ご返済期間中の固定金利から変動金利、変動金利から固定金利への変更は、できません。 ・ 利率については、営業店窓口にお問合せください。 また、ホームページにも融資金利一覧がございますので、ご覧ください。 ※ 適用金利は、融資実行日現在の店頭表示金利となります。
金利タイプ	**・ 固定金利** ＊ ご融資時の金利が、最終返済時まで適用されます。 **・ 変動金利（変動金利ルール）** ＊ 金利の変動について、毎年2回、4月1日および10月1日の基準日に、近畿労働金庫が定めた「近畿労金変動型住宅ローンプライムレート（ろうきん住宅ローンの基準利率）」を基準金利として、ご融資金利の見直しを行います。適用利率の変更幅は、前回基準日の「近畿労金変動型住宅ローンプライムレート」と今回基準日の「近畿労金変動型住宅ローンプライムレート」の差となります。 4月1日に見直した金利は、同年6月の約定返済日の翌日に変更を行い、10月1日に見直した金利は、同年12月の約定返済日の翌日に変更を行います。 ＊ ご返済額については、借入利率の変更の都度見直され、それぞれ4月1日見直し基準日の場合は同年7月の約定返済日、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の約定返済日から新返済額に変更されます。 ＊ 見直し後のご返済額が見直し前のご返済額より少ない場合は、ご返済額の変更は行わず、最終期日を繰上させていただきます。 ＊ 年2回の金利変動がありますので、適用利率が変わった場合は、毎回のご返済額の「元金」と「利息」の内訳が変わることとなります。（金利が上昇している場合は、利息部分の比率が増加し、元金のご返済部分の比率が減少します。また、急激な利率の上昇により、ご返済額を上回るお利息が発生した場合は、未払利息として翌月以降に繰り延べされます。） ＊ ご融資利率の変更に伴い最終約定返済期日に未払利息および利息ならびに元金の一部が残存する場合は、最終約定返済期日に一括してお支払いただきます。
保証機関	（一社）日本労働者信用基金協会の保証となります。
保証料	ご融資金利に含まれています。
連帯保証人	原則、不要です。
担保	不要です。
返済試算額の入手方法	・ 営業店窓口にお申出いただければ、試算いたします。 ・ ホームページからも試算いただけます。

（生協組合員・一般勤労者の方）

住宅ローン控除	住宅ローン控除を受けるための条件を満たした場合は、住宅ローン控除の適用対象となります。
苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問合せ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問合せは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【近畿労働金庫　お客さまセンター】 受付時間：平日　9:00～18:00　電話番号：0120-191-968 ※「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」の資料をご用意しておりますので、ご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。
紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・　紛争解決のご相談先として下記の第三者機関をご案内します。 ・　下記以外の「第三者機関」については、「当金庫の苦情処理措置および紛争解決措置について」をご請求いただくか、当金庫ホームページでご確認ください。 【公益社団法人　民間総合調停センター】 受付時間：平日　9:00～17:00(正午～午後1:00を除く)　電話番号：06-6364-7644 【弁護士会】 ・「東京弁護士会紛争解決センター」 受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:00　電話番号：03-3581-0031 ・「第一東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日10:00～12:00、13:00～16:00　電話番号：03-3595-8588 ・「第二東京弁護士会仲裁センター」 受付時間：平日　9:30～12:00、13:00～17:00　電話番号：03-3581-2249 ※　全国「ろうきん」の中央機関である「一般社団法人全国労働金庫協会」の「ろうきん相談所（受付時間：平日　9:00～17:00　電話番号：0120-177-288）」へお問合せいただいた場合は、上記「弁護士会」をご案内しています。 ※　お客さまから、上記「弁護士会」に直接お申出いただくことも可能です。 なお、上記「弁護士会」は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 ※　ご利用にあたっての詳細については、各機関へお問合せください。

（注）

・お申込みにあたっては、当金庫および当金庫指定の保証機関の審査がございます。

・審査の結果によっては、ご融資をお断りする場合もございますのであらかじめご了承ください。

・仮申込書のご記入内容が事実と異なる場合、正式申込書類ならびに確認資料の内容が仮申込書と相違している場合、また、ご契約までの期間に大きな異動があった場合には、ご連絡した審査結果にかかわらず、ローン利用のご希望にそえない場合がございます。

・生協組合員とは、当金庫と覚書等を締結している生協の組合員、もしくはその同一生計家族の方です。

・一般勤労者とは、近畿2府4県にお住まいまたは勤務されているお客さまのことです。
ただし、出資いただいている労働組合などに所属されている場合は、会員組合員の取扱いとなります。